

～建築物の所有者・管理者の皆様へ～
建築基準法 第12条に基づく

定期報告制度 のご案内

定期報告制度とはこのような制度です

不特定多数の人が利用する建築物や高齢者等の自力避難困難者が就寝用途で利用する建築物については、不適切な状態にあると、いったん火災等の災害が発生した時に被害が拡大し大惨事になるおそれがあります。

また、エレベーターなど多数の人が日常利用する設備についても、適切な維持管理が行われていないと、人命を損なうような事故が発生しかねません。

このような危険を避けるため、建築基準法では、①特定建築物・②特定建築物に設ける建築設備及び防火設備・③昇降機等について、その所有者・管理者が定期的に専門の技術者による調査・検査を実施し、その結果を特定行政庁(熊本県・熊本市・八代市・天草市)に報告することを定めています。これが「定期報告制度」と呼ばれる制度であり、これにより建築物を適切に維持管理し、建築物の利用者の安全を確保しています。

熊本県内では、特定建築物の調査結果を3年ごとに、特定建築物等に設ける建築設備・防火設備のほか昇降機等については検査結果を毎年報告するように定めています。

なお、報告しない場合は、建築基準法の規定に基づき100万円以下の罰金に処せられることがあります。
詳細については、関係行政機関(裏面参照)にお尋ねください。

定期報告が必要な建築物、建築設備及び防火設備

★1、2、3

★1：建築物

建築物が下表の「対象用途」と「対象規模」の両方に該当する場合は、建築物の定期報告(3年に1回)の対象になります。

対象用途※1	対象規模 i ~ivのいずれかに該当するものが対象 ただし、該当する用途部分が避難階にのみあるものは対象外	報告時期 建築物の調査
旅館、ホテル	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が300m ² 以上であるもの iii) 地階にあるもの※3	令和3年度 (3年ごと)
体育館(学校に付属しないもの)、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 対象用途の床面積の合計が2000m ² 以上であるもの	令和3年度 (3年ごと)
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が300m ² 以上であるもの iii) 地階にあるもの※3	令和4年度 (3年ごと)
就寝用福祉施設	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が300m ² 以上であるもの iii) 地階にあるもの※3	令和4年度 (3年ごと)
劇場、映画館、演芸場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 客席の床面積の合計が200m ² 以上のもの iii) 主階が1階にないもの iv) 地階にあるもの※3	令和5年度 (3年ごと)
観覧場(屋外観覧場は除く)、公会堂、集会場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 客席の床面積の合計が200m ² 以上のもの iii) 地階にあるもの※3	令和5年度 (3年ごと)
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が500m ² 以上であるもの iii) 対象用途の床面積の合計が3000m ² 以上であるもの iv) 地階にあるもの※3	令和5年度 (3年ごと)
飲食店、遊技場、公衆浴場、料理店、カフェ、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、展示場	i) 3階以上の階にあるもの※2 ii) 2階の当該用途の床面積の合計が500m ² 以上であるもの iii) 対象用途の床面積の合計が3000m ² 以上であるもの iv) 地階にあるもの※3	令和5年度 (3年ごと)
事務所	階数が5以上の建築物で、事務所その他これに類する用途に供する部分の床面積の合計が1000m ² を超えるもの	令和5年度 (3年ごと)

※1 対象の用途に従属する部分(廊下、倉庫、事務室等)も対象

※2 3階以上の階で対象用途に供する部分が100m²以下の中のものは除く

※3 地階部分で対象用途に供する部分が100m²以下のものは除く

★2：建築設備等

下表の「対象建築物」に「建築設備」等が設置されている場合は、建築設備及び防火設備の定期報告が毎年必要になります。

対象建築物	対象建築設備等	報告時期
★1に該当する建築物	建築設備	排煙設備、非常用の照明設備
★1に該当する建築物 又は病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、就寝用福祉施設で床面積の合計が200m ² 以上の建築物	防火設備 (常時閉鎖式を除く)	防火扉、防火シャッター、防火スクリーン、ドレンチャー等

※ 熊本県内では、換気設備は定期報告の対象外。

★3：昇降機等

建築物の用途・規模に関係なく、エレベーター、エスカレーター等の昇降機及びメリーゴーランド等の遊戯施設は、毎年報告が必要です。

定期報告のご案内

特定行政庁の依頼を受けて、当センターから管理者の方に定期報告の案内を行っています。

調査・検査の専門技術者とは (根拠:建築基準法)

一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員、昇降機等検査員のことです。

調査・検査時期 (根拠:各特定行政庁の規則)

報告日前の3ヶ月以内に調査、検査を行う必要があります。

報告時期 (根拠:各特定行政庁の規則)

定期報告の種類	報告期間	対象報告の年
定期調査報告書（建築物）	4月1日～12月28日	3年ごとの年 建築物の用途に応じて、該当する時期に報告する必要があります
定期検査報告書（建築設備・防火設備）	4月1日～12月28日	毎年
定期検査報告書（昇降機・遊戯施設）	前年報告後1年経過月の末日まで	毎年

報告書の提出先

当センター又は所管の特定行政庁（県広域本部、熊本市、八代市、天草市）へ提出してください。

当センターへ提出された報告書は、後日、特定行政庁に送付します。

是正の必要な建築物等については、改善計画を記載した書類（改善計画書）を添付してください。

定期報告のフロー



定期報告の注意事項

- ◆建築物の調査や建築設備及び防火設備の検査の実施に当たり、日時・費用などについて調査者・検査者と事前に協議を行ってください。
- ◆提出部数は2部ですが、この他に所有者又は管理者等が必要であれば「報告者控」、「調査(検査)者控」をご用意ください。また、特定行政庁へ提出する概要書(1部)が必要です。
- ◆建築設備及び防火設備の報告書にも図面（配置図・各階平面図）の添付が必要です。
- ◆様式は、当センター又は各特定行政庁のホームページからダウンロードできます。
- ◆建築物は「3年ごと」、建築設備や防火設備及び昇降機等は「毎年」報告しなければなりません。

※報告しない場合は、建築基準法の規定に基づき100万円以下の罰金に処せられることがあります。

関係行政機関

- ◆熊本県土木部建築住宅局建築課安全推進班(☎ 096-333-2535)及び県央・県北・県南の各広域本部景観建築課
- ◆熊本市都市建設局都市政策部建築指導課(☎ 096-328-2516)
- ◆八代市建設部建築指導課(☎ 0965-33-4750)
- ◆天草市建設部建築課建築指導係(☎ 0969-32-6797)



一般財団法人

熊本県建築住宅センター

〒862-0950 熊本中央区水前寺6丁目32-1

ホームページ

<http://www.bhckuma.or.jp/>

TEL(096)385-0771 FAX(096)285-6966